

人事行政の運営等の状況の公表

人事行政の公平性・透明性を高めるため、粕屋北部消防組合の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、行政運営等の状況を次のとおり公表します。

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 福祉及び利益の保護の状況
- 8 糟屋郡公平委員会の業務の状況の報告

1 任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免状況 (平成27年度) (単位:人)

区 分	採 用	退 職 (平成26年度中)	
		定 年	自己都合その他
消 防 職	5	2	0
行 政 職	0	0	0
計	5	2	0

(2) 職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在) (単位:人)

区 分	職 員 数				対前年 増減数	主な増減理由
	平成26年度		平成27年度			
	男 性	女 性	男 性	女 性		
消防職	92	0	94	0	2	指揮隊編成に向けての増員
行政職	0	0	0	0	0	
計	92	0	94	0	2	

(注) 職員数は、臨時職員、非常勤職員及び短時間勤務職員を含まない。

(3) 職員数の推移(各年4月1日現在) (単位:人)

区 分	年 度					過去5年間の増減数 (率)
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
消防職	87	90	89	92	94	7 (7.4%)
行政職	0	0	0	0	0	
計	87	90	90	92	94	

(注) 各年における定員管理調査において報告した職員数。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況(一般会計決算)

区 分	管轄内人口 H27.3.31現在	歳出額 (A)	人件費 (B)	実質収支	人件費率 (B/A)	平成25年度 の人件費率
平成26年度	88,339人	975,908千円	772,506千円	15,379千円	79.2%	80.1%

(注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費は、給料(議会費を含む)、職員手当、期末勤勉手当に共済費等を含む。

3 管轄内とは、古賀市並びに新宮町をいう。

(2) 職員給与費の状況 (一般会計決算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成26年度	92人	339,840千円	97,887千円	129,559千円	567,286千円	6,166千円

- (注) 1 職員手当には退職手当及びこども・児童手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

(3) 職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
粕屋北部消防組合	38歳11月	304,124円	387,349円
			345,697円
国(公安職一)	41歳2月	317,165円	369,393円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職員の基本給の平均を示す。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当など諸手当の額の合計を示す。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当及び特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算した額を示す。

(4) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		粕屋北部消防組合	国
		初 任 給	初 任 給
消防職	大学卒	194,600円	202,300円
	高校卒	163,800円	163,800円
行政職	大学卒	163,600円	174,200円
	高校卒	142,100円	142,100円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 25 年
消防職	大学卒	259,550 円	290,400 円	—
	高校卒	246,700 円	—	342,560 円
行政職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(6) 消防職の級別職員数の状況

(平成27年4月1日現在)

職務 の級	職 務 内 容	合 計	
		人数	(%)
1 級	係員の職務	7	7.4%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする係員の職務	18	19.1%
3 級	主任の職務及びこれに相当する職務	31	33.0%
4 級	係長、主査の職務及びこれに相当する職務	29	30.8%
5 級	課長補佐の職務及びこれに相当する職務	4	4.3%
6 級	課長の職務及びこれに相当する職務	3	3.2%
7 級	次長、消防署長の職務	1	1.1%
8 級	消防長の職務	1	1.1%

(注) 粕屋北部消防組合職員等の給与条例に基づく給料表の級区分による消防職の職員数を示す。

(7) 行政職の級別職員数の状況

(平成27年4月1日現在)

職務の級	職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	主事、技師の職務	0 人	0 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務	0 人	0 %
3 級	主査、主任主事、主任技師の職務	0 人	0 %
4 級	係長の職務	0 人	0 %
5 級	課長補佐の職務及びこれに相当する職務	0 人	0 %
6 級	課長職務及びこれに相当する職務	0 人	0 %

(注) 粕屋北部消防組合職員等の給与条例に基づく給料表の級区分による行政職の職員数を示す。

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

区 分		(消防職)
平成26年度	職 員 数 (A)	92 人
	特別昇給した職員数 (B)	0 人
	比 率 (B/A)	0 %
平成27年度	職 員 数 (A)	94 人
	特別昇給した職員数 (B)	0 人
	比 率 (B/A)	0 %

(9) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

粕屋北部消防組合		国	
1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,408千円		—	
（平成26年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分		（平成26年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算（5～15%）		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算（5～20%）	

イ 退職手当

（平成27年4月1日現在）

粕屋北部消防組合			国		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.590月分	勤続35年	41.325月分	49.590月分
最高限度額	49.590月分	49.590月分	最高限度額	49.590月分	49.590月分
			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		

ウ 地域手当

（平成26年度実績）

支給実績（平成26年度決算）		10,881,945円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		118,282円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
古賀市・新宮町	3%	92人	3%

エ 特殊勤務手当

(平成 26 年度実績)

区 分	全 職 種
支 給 実 績 (平成 26 年度決算)	6,613,140 円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 26 年度決算)	83,711 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 26 年度)	85.9%
手当の種類 (手当数)	4 種類

手当の名称	支給対象業務	左記職員に対する 支給単価	
緊急出場手当 (火災等の災害出場)	火災、救助、その他の災害防除業務のため消防職員が緊急に出場したとき (調査・その他作業を除く。)	1 回につき	360 円
緊急出場手当 (救急出場)	救急業務のために救急救命士が緊急に出場したとき	1 回につき	350 円
	救急業務のために消防職員(救急救命士を除く。)が緊急に出場したとき	1 回につき	200 円
潜水作業手当	職員が潜水器具を着用して、潜水作業に従事したとき又は訓練を実施したとき	1 回につき	500 円
夜間業務手当	職員が正規の勤務として割り振られた深夜の勤務時間について、現に勤務した時間が 2 時間以上であるとき	1 当務につき	520 円
	職員が正規の勤務として割り振られた深夜の勤務時間について、現に勤務した時間が 2 時間未満であるとき		410 円

オ 時間外勤務手当

(平成 26 年度実績)

区 分	平成 25 年度決算	平成 26 年度決算
支 給 実 績	17,568 千円	18,034 千円
職員一人当たり 平均支給年額	214 千円	220 千円

カ その他の手当

(平成 26 年度実績)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 26 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 26 年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000 円	同	—	18,005 千円	272,795 円
	扶養親族 (1 人につき)	6,500 円				
	配偶者がいない場合の 扶養親族 (1 人につき)	11,000 円				
	満 16 歳以上 22 歳までの 子 1 人についての加算額	5,000 円				
住居手当	借家(借間)の場合の支給 限度額	27,000 円	異	新築・購入 については 5 年に限り 2,500 円支 給	9,626 千円	229,200 円
	持家	2,500 円				
通勤手当	バス、電車などの交通機 関利用の場合の限度額	55,000 円	同	—	2,659 千円	31,657 円
	自家用車などの交通用具 利用の場合の限度額	55,000 円				
管理職手当	消防長	給料月額×16%	異	定率制	4,891 千円	611,327 円
	次長・署長	給料月額×14%				
	課長	給料月額×12%				
	課長補佐	給料月額×10%				

(注) 手当の制度については、平成 26 年 4 月 1 日現在である。

キ 特別職等の報酬の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分		報 酬 額 (年 額)
特 別 職	組 合 長	142,000 円
	副 組 合 長	115,000 円
	監 査 委 員 (識 見 者)	49,000 円
	監 査 委 員 (議 会 選 出)	37,000 円
議 会 議 員	議 長	73,000 円
	副 議 長	67,000 円
	議 員	62,000 円

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

毎 日 勤 務 者	開 始 時 刻	午前 8 時 30 分
	終 了 時 刻	午後 5 時 00 分
	週 休 日	土曜日・日曜日
	1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分
交 替 制 勤 務 者	開 始 時 刻	午前 8 時 30 分
	終 了 時 刻	午前 8 時 30 分 (翌日)
	週 休 日	変則週休 2 日 (3 週に 6 日)
	1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分

(2) その他の勤務条件

ア 休暇

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給 休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	結核性疾患の場合 1 年	有給
		その他の疾患の場合 90 日	
特別休暇 (主なもの)	職員の分娩	産前 6 週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)・産後 8 週間	有給
	子の看護休暇	5 日の範囲内	
	職員の出産補助	3 日の範囲内	
	職員の結婚	7 日の範囲内	
	ボランティア休暇	5 日の範囲内	
	忌引	配偶者が死亡した場合 (10 日以内) 父母または養父母が死亡した場合 (血族… 7 日以内、姻族… 3 日以内) 等	

(注) 上記以外に介護休暇 (無給) 等があります。

イ 育児休業制度

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

種類	事由	期間・勤務形態等	給料
育児休業	3 歳に満たない子を養育する職員が、休業することができる制度	子が 3 歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
育児 短時間勤務	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員に対し、短時間勤務、休業を認める制度	1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分から 24 時間 35 分となるような勤務の形態	無給
部分休業		1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内	

4 分限・懲戒及び失職の状況

分限処分制度は、一定の事由（心身の故障のため）によって職員がその職責を十分に果たすことができない場合、職員の意に反し、公務能率の維持を目的として、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。降任、免職、休職、降給があります。

懲戒処分制度は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、任命権者が職員の道義的責任を追及して科す処分です。戒告、減給、停職、免職があります。

失職処分制度は、地方公務員法第十六条の欠格条項（欠格事項）に該当した場合に、任命権者の何らの処分もなしに、自動的に職を失うことです。

(1) 分限処分の状況

(平成 26 年度実績)

内 容	人 数
降 任	0 人
免 職	0 人
休 職	0 人
降 給	0 人

(2) 懲戒処分の状況

(平成 26 年度実績)

内 容	人 数
戒 告	0 人
減 給	0 人
停 職	0 人
免 職	0 人

(3) 失職の状況

(平成 26 年度実績)

内 容	人 数
失 職	0 人

5 服務の状況

服務の根本基準として地方公務員法第 30 条に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この服務の根本基準の趣旨を実現するため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事許可」といった義務を定めています。

営利企業等従事許可の状況

(平成 26 年度実績)

区 分	件 数
営利目的の会社等の役員を兼ねること。	0 件
自ら営利企業を営むこと。	5 件
報酬を得て事務等に従事すること。	0 件

6 研修および勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進の目的に、任命権者により組織的かつ計画的に行われています。このことについては、地方公務員法の中に規定されており、粕屋北部消防組合では、自己啓発、職場研修、職場外研修に区分して実施し職員の能力開発に努めています。

研修実施状況

(平成 26 年度実績)

<p>一般研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県市町村研修所 プレゼンテーション研修、法制執務応用研修、社会保障税番号セミナー、人事評価セミナー ・ その他 退職準備セミナー、ヘルスセミナー ・ 消防大学校 総合教育科 ・ 福岡県消防学校 上級幹部科、初級幹部科（B）、予防査察科、救急科、警防実務研修、操 法指導員研修、水難救助教育、初任教育
<p>救急研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急救命研修所 救急救命士養成研修 ・ 委託医療機関 救命士再教育病院実習、救命士就業前病院研修、救命士期間挿管実習 ・ 消防本部 救急研修
<p>専門研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他 小型移動式クレーン技能講習 玉掛け技能講習 小型船舶免許取得講習 大型自動車免許取得教習 中型自動車限定解除免許講習 安全運転体験講習 外傷セミナー 予防技術者受験 予防関係実務研修 衛生管理者 I 種受験

(2) 人事評価制度

人事評価は、人財育成並びに任用等に活用することを目的に実施しています。評価の方法は、「行動評価」と「業績評価」とで構成し、「行動評価」は職員の職務遂行能力や職務への取組み姿勢などを、「業績評価」は職員の役割を明確にしたうえで成し遂げた業績などを評価基準に基づき評価します。

7 福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員またはその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員法等共済組合法によって福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病気やけがの治療時の保健給付のほか、老後の経済生活を支援するための退職共済年金の支給などを実施しています。また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生法等に基づき、安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。公務中及び通勤途上の災害によって被災した場合については、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うこととなります。その他、職員は各種の給付事業などを実施している粕屋北部消防組合職員互助会に加入しています。

（1）定期健康診断及び特別健康診断等の実施状況（平成26年度実績）

区 分	受 診 者 数
職員総合健康診断	89名
特別健康診断（深夜業、高気圧健診）	69名

（2）公務災害補償

公務災害等の設定状況（平成26年度実績）

公務災害	通勤災害	計
1件	0件	1件

（3）粕屋北部消防組合職員互助会

ア 負担割合（平成26年度実績）

	負担割合	金 額
互助会会員掛金	給料月額の5/1000	1,809千円
粕屋北部消防組合負担金	会員1名につき18,000円	1,674千円

イ 主な事業

- （ア）給付事業（会員への慶弔給付等）
- （イ）助成事業（会員の体育活動に係る助成）
- （ウ）研修事業（研修に係る助成）

8 糟屋郡公平委員会の業務の状況の報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準じる方法で事案の解決にあたるものです。

平成 26 年度中に新たな措置要求はなく、また、係属している事案也没有ありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認・修正又は取り消す判定を行うものです。

平成 26 年度中の新たな申立てはなく、また、係属している事案也没有ありません。